

児童虐待事例の検証結果を 再発防止に生かすには

亀田 徹 *Toru Kameda*

政策シンクタンク PHP総研
主席研究員・教育マネジメント研究センター長

Talking Points

1. 児童虐待防止法の改正により、児童虐待の重大事例等の検証を国および自治体が行う旨の規定が導入された。
2. だが、これまでのところ、自治体による検証報告の実施状況のすべてが明らかになっているとはいえない。
3. 自治体に対する調査を行ったところ、平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 10 月 15 日までの間に、30 自治体で 45 報告書が作成されたことが明らかになった。ただし、このうち 6 報告書は公表されていない。
4. 検証報告の内容をみると、対応上の問題点および改善策でもっとも多かったのは「情報収集・アセスメント」に関するものであり、次が「関係機関間の連携」であった。
5. 問題点の分析が不十分であり、改善策が抽象的な記述にとどまっている検証報告も少なくない。重大事例等の再発防止には、問題点が生じた理由や事情を分析し、分析結果に基づく具体的な改善策の提案が必要だ。

はじめに

児童虐待防止法の規定に基づき、児童虐待の死亡事例や重大事例（以下あわせて「重大事例等」という）が発生したときは自治体が事例の検証を行っている。同規定が施行された平成 20 年 4 月以降の検証報告の内容を調査し、重大事例等の発生防止に資する検証とはなにかを明らかにしたい。

1. 問題意識

児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、死亡事例も後を絶たない¹。死亡を防ぐことができなかった要因として、関係機関の連携が不十分であったなど虐待対応上の問題点が指摘されることが多い²。

重大事例等の再発を防止するため、厚労省社会保障審議会は、これまで数次にわたり事例の検証を行っている（表 1）。これらの検証は、①調査票などによる調査の結果、②抽出した事例に関するヒアリングの結果、③これらの結果に関する分析と提言などの内容で構成される。

国による検証は毎年実施されているものの、すべての重大事例等について国が詳細な検証を実施しているわけではない。たとえば第 6 次報告（H22.7 月）では、

検証対象である 107 事例のうち 4 事例を抽出してヒアリング調査を行っている（他の事例は書面調査）。全事例を国が詳細に検証するのは物理的に困難であろうから、まずはそれぞれの自治体で検証を実施する必要がある⁴。このため平成 19 年の児童虐待防止法改正により、国と自治体双方が重大事例等の分析を行うとの規定が同法に盛り込まれた⁵。法改正の国会審議では「地方公共団体においてははまだ死亡事例の多くについてこの検証作業が行われていないという状況にございまして、今回の改正案においては検証作業の責務を規定することにしたところであります」と趣旨が説明されている⁶。

児童虐待防止法改正の施行に先立ち、厚労省は重大事例等の検証に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）を各自治体に通知した⁷。ガイドラインは、検証の目的を「事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う」とし、検証の実施主体を都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする⁸。検証対象や検証の進め方などを提示するほか、「報告を公表」すべきことをガイドラインは示す⁹。

だが、これまでのところ、自治体による検証報告の実施状況のすべてが明らかになっているとはいえない。自治体による検証報告のリストは、厚労省の会議で配付さ

表 1 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」³

報告書	検証の対象期間	検証対象事例数
第 1 次報告（H17.4 月）	H15.7 月～H15.12 月	24 事例
第 2 次報告（H18.3 月）	H16.1 月～H16.12 月	53 事例
第 3 次報告（H19.6 月）	H17.1 月～H17.12 月	70 事例
第 4 次報告（H20.3 月）	H18.1 月～H18.12 月	100 事例
第 1 次から第 4 次までの検証結果総括報告（H20.6 月）	H15.7 月～H18.12 月	247 事例
第 5 次報告（H21.7 月）	H19.1 月～H20.3 月	115 事例
第 6 次報告（H22.7 月）	H20.4 月～H21.3 月	107 事例

1. 平成 21 年度に全国の児童相談所に対応した相談対応件数は 44,210 件（速報値。厚労省調べ）。これは平成 2 年度（1,101 件）の 40 倍にあたる。
 2. 本年 1 月の東京都江戸川区の虐待事件や本年 10 月に発覚した京都府宮津市の虐待事件などに関し、関係機関間の連携不足、自治体間の連絡の不十分さが指摘されている。
 3. 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告。
 4. 社会保障審議会の第 2 次報告（H18.3 月）は、「管内で発生した子ども虐待による死亡事例や重大な事例について検証することが地方公共団体の責務」であると示す（同報告 p.35）。
 5. 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 4 条第 5 項「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う（中略）ものとする」。この規定は、平成 20 年 4 月から施行された。
 6. 平成 19 年 5 月 24 日参議院厚生労働委員会。やまぎわ大志郎衆議院議員による答弁。
 7. 「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月）厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。
 8. ガイドライン「第 1」の「1 目的」および「2 実施主体」。
 9. ガイドライン「第 1」の「8 報告等（2）」など。

表2 自治体による検証報告書の数

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	検証報告書の数
1 北海道	1
2 青森県	1
3 岩手県	0
4 宮城県	2
5 秋田県	0
6 山形県	1
7 福島県	0
8 茨城県	0
9 栃木県	0
10 群馬県	0
11 埼玉県	2
12 千葉県	0
13 東京都	3
14 神奈川県	※ 3
15 新潟県	0
16 富山県	0
17 石川県	0
18 福井県	0
19 山梨県	0
20 長野県	0
21 岐阜県	0
22 静岡県	1
23 愛知県	0
24 三重県	1
25 滋賀県	0
26 京都府	0
27 大阪府	2
28 兵庫県	2
29 奈良県	1
30 和歌山県	0
31 鳥取県	0
32 島根県	0
33 岡山県	0
34 広島県	0
35 山口県	0
36 徳島県	0
37 香川県	0
38 愛媛県	0
39 高知県	1
40 福岡県	1
41 佐賀県	1
42 長崎県	0
43 熊本県	※ 2
44 大分県	0
45 宮崎県	1
46 鹿児島県	1
47 沖縄県	※ 1
48 札幌市	1
49 仙台市	1
50 さいたま市	2
51 千葉市	0
52 横浜市	0
53 川崎市	1
54 相模原市	0
55 横須賀市	1
56 新潟市	0
57 金沢市	0
58 静岡市	0
59 浜松市	1
60 名古屋市	0
61 京都市	1
62 大阪市	2
63 堺市	2
64 神戸市	0
65 岡山市	0
66 広島市	0
67 北九州市	1
68 福岡市	4
69 熊本市	0
合計	45

(注1) 平成20年4月1日～平成22年10月15日の間のデータ
 (注2) 「※」は公表されていない検証報告書

れた平成21年7月時点のものがある¹⁰。しかし、リストは更新されておらず、その後の実施状況に関する情報提供は行われていない。検証報告そのものは、各自治体のHPに掲載されているものや子どもの虹情報研修センター¹¹のHPに掲載されているものもあるが、HPに掲載されていない報告もある。なかには一般に公表されていない報告さえある。

検証報告の情報を積極的に公開し、児童虐待の再発防止のために重大事例等から得られる教訓を広く社会で共有すべきではないか。

以上のような問題意識をもとに、これまで自治体が行った検証報告に関する調査を行い、どのような検証が重大事例等の防止につながるかを考える。

2. 調査方法

調査対象は、都道府県、指定都市、児童相談所を設置する市、合計69自治体とし、各自治体の担当部署に以下の①②を電話で問い合わせた¹²。

①平成20年4月からの平成22年10月までの間に重大事例等の検証報告をまとめたことがあるか¹³

②検証報告をまとめた報告書を公表しているか
 報告書（概要版を含む。以下同じ）は、各自治体のHPまたは子どもの虹情報研修センターのHPに掲載されているものは当該HPから取得し、HPに掲載されていないものは自治体から郵送等により送付してもらった。

3. 調査結果

自治体による報告書の一覧は表2のとおりである。

平成20年4月1日～平成22年10月15日までの間に報告書をまとめたのは、47都道府県のうち19都道府県、指定都市および児童相談所を設置する21市のうち11市、合計30自治体であった。報告書数で見ると、福岡市が4ともっとも多く、東京都と神奈川県が3、そのほかの自治体が2ないし1の報告書をまとめており、報告書数の合計は45である¹⁴。このうち、神奈川県、熊本県、沖縄県は報告書を公表していない¹⁵。

10. 厚労省「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」（平成21年7月）で配付された「地方公共団体による児童虐待死亡事例等検証報告の実施状況一覧（公表分）」。厚労省に確認したところ、このリストは更新されていないとのことであった。
 11. 社会福祉法人横浜博萌会が運営する児童虐待問題や思春期問題に関する情報・研修等の拠点。
 12. 児童相談所設置市は、「全国児童相談所一覧（平成22年5月1日）」（厚労省HP）による。
 13. 調査は、平成22年10月14日～11月2日にかけて順次実施（相模原市と熊本市のみ11月19日に実施）し、10月15日を今回の調査時点とした。したがって10月15日時点で検証作業が途中段階のものは、調査の対象外となる。たとえば大分県では平成22年10月18日に検証報告をまとめているが、調査の対象外とした。
 14. ただし、公表されていない報告書の一部は作成時期も公表されていないため、作成時期が不明である一部の報告書については平成22年10月16日以降に作成されている可能性もある。本稿では便宜上、作成時期が不明である報告書も10月15日時点での報告書数に含めてカウントした。
 15. 報告書の公表非公表を各自治体に確認した調査時点は次のとおり。神奈川県:10月28日、熊本県:10月27日、沖縄県:10月27日。

4. 検証報告の分析と考察

報告書に掲載されている事例数および事例発生時期等を整理したのが表3 (p. 8)、対応上の問題点として報告書に掲げられた主なものを項目別に分類したのが表4 (p. 9)、改善策として提案された主なものを項目別に分類したのが表5 (p. 10) である。表4および表5の項目の分類は、前述の社会保障審議会による検証報告に掲げられている項目を参考に設定した¹⁶。各項目に含まれる記載内容は、表6 (p. 11) に例示したとおりであり、ある項目に当てはまる内容が報告書に記載されていれば、表4および表5の当該項目の欄に「○」印を記入している。

なお、調査時点で公表されていない3県の6報告書および重大事例等の検証を行ったものでない奈良県の報告書、計7報告書は分析の対象外とした。以下は、38の報告書に関する分析と考察である。

(1) 事例件数および事例発生時期 (表3)

38の報告書に掲載されている事例は、53事例である。

事例発生等の時期(発覚の時期を含む)で見ると、平成19年度以前が13事例、平成20年度中が19事例、平成21年度中が14事例、平成22年度中が3事例、報告書の記載では不明であるのが4事例となっている。

ガイドラインは、検証対象を「都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全てを検証の対象」とする¹⁷。「市町村」の指す範囲が必ずしも明瞭ではないが、市町村の母子保健担当部署まで含めて考えれば、平成20年度中の死亡事例(107事例)のうち同部署が関与していた26事例が少なくとも対象

になるはずである¹⁸。けれども、これまで自治体による検証報告が公表されたのは平成20年度中の事例では19事例にすぎない。すべての検証対象についての検証報告がまだ作成あるいは公表されていないことがわかる¹⁹。

(2) 対応上の問題点として掲げられている内容

問題点の指摘でもっとも多かった項目は「情報収集・アセスメント」であった。家庭の生活状況の確認ができていなかった、リスク要因を見逃し虐待を発見できなかったなどの事例である。次に多かった項目は、関係機関間で情報交換がなされなかった、各機関の役割分担が不明確であったなどの「関係機関間の連携」であった。3番目は「要保護児童対策地域協議会」であり、会議の活用が不十分であったこと等を指摘する。

これらの問題点をあげるだけでは事例の分析としては十分とはいえない。「情報収集・アセスメント」が行われなかったことが問題だ、というのは当たり前のことをいっているに過ぎないからだ。虐待対応の各種手引きなどを読めば、「情報収集・アセスメント」などを行うべきことは明白である。多くのケースでは実際に適切な対応がなされている。にもかかわらず、検証対象のケースでは適切な対応ができずに重大事例等にいたってしまった。なぜこのケースでは適切に対応できなかったのか。どこに阻害要因があったのか。重要なことは、対応できなかった理由や事情を個々の事例ごとに分析することだ。特に、「情報収集・アセスメント」と「関係機関間の連携」はほとんどの報告書で指摘されており、問題点をあげるだけでは情報としての価値は低いといえよう。

各自治体の検証報告をみると、“リスクを評価できなかった”、“連携が不足していた”などの記述のみでおわつ

16. たとえば第6次報告(平成22年7月)の「3. 個別ヒアリング調査による事例調査の結果」に掲げる項目は次のとおり。「双子に関するリスクケースの発見と予防的支援」「虐待の気づき・発見」「通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法)」「情報収集とアセスメント」「受傷機転不明のけが」「入所措置解除(援助の終了)、再一時保護とアセスメント」「要支援ケースの移管、引き継ぎ」「乳幼児健診が医療機関に委託されている場合の連携」
17. ガイドライン「第1」の「5 検証対象の範囲」。さらに「死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする」とガイドラインは示す。
たとえば東京都では、どのような事例を検証対象とするかを報告書に明記している(「虐待による死亡事例」および「死亡に至らなかったが心中未遂や虐待により重度の障害に至った重篤な事例」)であって「東京都・区市町村の関与」があった事例を検証対象とする(東京都の報告書(H22.4月)p.2)。しかし、多くの自治体の報告書には、検証対象に関する考え方が示されていない。
18. 社会保障審議会の第6次報告(H22.7月)の「資料編」の「表5-10 児童相談所以外の関係機関の関与」(p.23)をもとに心中事例も含めて算定。
19. 社会保障審議会の第6次報告(H22.7月)では、市町村の児童福祉主管部局の関与事例(心中事例以外)は3事例(平成20年度中)であり、その3事例についてはすべて自治体による検証が実施されたと述べる(同報告p.24)。「市町村」や「都道府県」の定義をガイドラインで明確にする必要があると考える。

ているものが多い。これでは、具体的にどう改善すればいいかという方向性がみえてこない。問題点が生じた理由や事情を明らかにすることで、同じようなケースに適切に対応するための改善策を考えることができる。

次に示す検証報告は、問題が生じた理由や事情が明確に分析されている例である。

A-1「健診の医師、保健師等が本児の顔に痣を発見したにもかかわらず、虐待ではないと判断した根拠は以下の4点との報告があった。

- 南保健センターの保健師と母との信頼関係が良好であり、予防接種や乳幼児健診はすべて受診していたということ。

(中略)

市では平成14年に保健センター職員向けのマニュアルを作成しているが、具体的に診察の場面で痣を見た時に、保護者に対しどのような質問を行い、どのような判断を行うかという具体的な手順が明確になっていない²⁰

A-2「児童相談所は、本児の安全確認の方法を新生児訪問によることとし、中京保健所にその旨を伝えたとしているが、中京保健所は、そうした方針は伝えられていないとしている。このことから、口頭での伝達では双方の認識に齟齬が生じる可能性が高く、現行の初期調査方針の伝達のあり方に問題があったと考えられる²¹

A-3「虐待行為を認めないことはその行為を反省しないということであり、再び同様の行為が行われる危険性が高かった。

しかし、本ケースにおいては、こども家庭センターは家庭復帰の方向を出した。その理由としては、

- ①家庭裁判所で承認を得て施設入所した事案は、家族指導を行い、2年の期間で家庭復帰を目指すという考

え方があったこと。

(中略)

家庭復帰を目指した背景には、本来子どもは家庭で育てるもので子どもにとって家庭が一番よいという考えや、母方親族からの復帰に向けた強い圧力があったことが影響していると考えられる²²

なお、検証報告のなかで学校に関する項目を設けて問題点を記述している報告書は少ない²³。それは53事例のうち、虐待を受けた子どもが小学生以上であるのが7事例であり、学校が関与し得る事例が少ないからである²⁴。学校の対応に関する検証報告のなかでは、教育委員会の対応にまで分析対象を広げている高知県の報告書(H20.6月)が参考になる。同報告書は、教育委員会が「小学校の本児に対する支援内容の具体を確認」しなかったこと等から、教育委員会が「主体性を持って学校をサポートしていく姿勢に課題がある」と分析する²⁵。学校現場だけでなく教育組織全体で対応すべきとの考えを明確に打ち出している点を評価したい。

(3) 改善策として提案されている内容

改善策として提案されている内容のうち、もっとも多く提案されているのが「関係機関間の連携」に関する改善策であり、次に多いのが「情報収集・アセスメント」に関する改善策である。問題点の指摘とは順序が異なっているが、この2項目が多いという点では同じである。3番目に、研修等に関する「職員の専門性」が続く。問題点の指摘に比べると改善策はやや幅広く提案されている傾向がある²⁶。これは、たとえばアセスメントに問題があった場合、アセスメント方法の改善だけでなく、職員のスキル向上のための研修の実施や関係機関の連携による情報共有が提案されるなど、ひとつの問題点に対していくつかの改善策が提案されるからである。

20. 堺市の報告書(H22.8月)p.11-12。

21. 京都市の報告書(H21.1月)p.13。

22. 兵庫県の報告書(H21.2月)p.4-5。

23. 問題点の記述で学校に関する項目を設けて記述している報告書は、東京都(H22.5月)、高知県(H20.6月)、札幌市(H21.3月)、大阪市(H21.4月)。

24. 鹿児島県の報告書(H21.5月)の2事例は年齢の記載がない。

25. 高知県の報告書(H20.6月)p.23。

26. 問題点の指摘に関しては、ひとつの報告書で指摘する問題点の項目数の平均は5.2(事例検証の記述がない鹿児島県の報告書(H21.5月)を除く)。他方、ひとつの報告書で提案する改善策の項目数の平均は6.7。改善策のほうが問題点に比べやや幅広く記述されているといえる。

改善策が幅広く提案されているがゆえに問題点と改善策のつながりが読み取りにくい検証報告もある。つながりのわかりにくさだけでなく、改善策の内容が抽象的であり、一般論にとどまっているものも少なくない。社会保障審議会の第6次報告（H22.7月）も『「問題・課題の抽出」が不十分なために、具体的な提言につながっていない」と自治体による検証報告の課題をあげる²⁷。

たとえば、問題点の理由や事情の分析があれば、以下のような具体的な改善策を提案することができる（「B-1」は上記「(2) 対応上の問題点として掲げられている内容」の「A-1」の記述に対応。「B-2」と「A-2」、「B-3」と「A-3」も同様）。

B-1 「市は、平成14年度に、保健センター向けの虐待対応マニュアルを作成したが、（中略）虐待防止のための乳幼児家庭向けの事業を実施していることなどから、本検証部会での提言等を踏まえた改訂版を策定すること。また、市の全ての保健センターにおいても、同様の手順で質問や対応を進め、虐待に対して同判断ができる基準、法医学的なガイドラインを策定すること」²⁸

B-2 「児童相談所は、児童の安全確認を関係機関に依頼する場合については、当該機関に対し、初期調査方針及び当該機関の役割を正確に伝えるため、文書による情報伝達を行う必要がある」²⁹

B-3 「こども家庭センターが家庭復帰の判断を行う際に、専門的な立場から家庭復帰の適否について検討し、センターに指導・助言を行う第三者機関、例えば家庭復帰評価委員会（仮称）を設置することが必要である」³⁰

重大事例等の検証を実施するのは、同じような事例の再発を防ぐためである。一般論ではなく、個別事例の問題点に応じた改善策を提案する必要がある。

加えて、改善策は提案されるのみでなく実行されなければならない。したがって、改善策が実行されたかどうかのフォローも必要と考える。たとえば東京都の報告書（H22.4月）では、「検証以降の関係機関の取組状況」を掲載しており、「保健機関では、この事件以降、所内協議を行い、組織的な判断に基づいた虐待通告が行われている」などの改善状況を記述している³¹。

具体的な改善策を提案し、その実行を積み重ねることで、さまざまなケースに対応することが可能になるはずだ。

5. 提言

検証報告を重大事例等の再発防止に生かすため、自治体および国には以下の内容を実現してもらいたい。

【その1】

自治体による検証報告のリストを国が作成する。
自治体は検証報告を公表する。

重大事例等の再発防止に向けて関係機関や研究機関などが検証の成果を活用するには、どのような検証報告が作成されているかの情報が不可欠である。国は、自治体による検証報告のリストを作成・公表し、定期的にリストの更新を行う。

自治体は、検証報告を公表する。関係機関や研究機関、住民等がアクセスしやすいよう、自治体のHPに検証報告を掲載する³²。

【その2】

検証報告では対応上の問題点を指摘するにとどまらず問題点が生じた理由や事情を分析し、その分析結果に応じた具体的な改善策を提案する。国はガイドラインを見直すとともに、自治体が行う検証作業に対して必要な助言を行う。

自治体による検証報告のなかには、簡潔すぎて分析が不十分といわざるを得ないものもある。問題点をあげる

27. 第6次報告（H22.7月）p.25。

28. 堺市の報告書（H22.8月）p.12。

29. 京都市の報告書（H21.1月）p.14。

30. 兵庫県の報告書（H21.2月）p.8。

31. 東京都の報告書（H22.4月）p.18など。

32. 個人のプライバシーに関し、ガイドラインは、「公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する」（第2）の「6 報告書（2）」と示す。

だけでなく、関係者へのヒアリングなどを通じ、なぜ問題点が生じたか等の理由や事情を分析する必要がある。理由や事情の分析に基づき、具体的な改善策を提案する。具体的な改善策を実行することで、同じような事例の再発を防止することが可能になる。

このような観点から国はガイドラインを見直す。現行のガイドラインでは、「なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、(中略) 其他の問題点・課題を抽出する」となっている³³。これを、「なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、(中略) 其他の問題点・課題を抽出し、問題点・課題が生じた理由や事情を分析する」に改める(下線部を追加する)。

そのうえで、自治体が作成した検証報告を国が検証し、必要に応じて各自治体に対して個別に助言を行うシステムを構築する。

おわりに

各報告書が提案する改善策を実行するには、これまで以上に多くの資源を関係機関に投入する必要がある。報告書の半数は、児童虐待に対応する職員数の増を提案する。児童虐待の対応にコストがかかるのは当然である。コスト増には社会の理解が不可欠だ。虐待対応の問題点や改善策を提示する検証報告は、理解を得るためのツールにもなるだろう。説得力のある分析を行い、再発防止に向けた改善策を広く社会に発信することを各自治体に求めたい。

33. ガイドライン「第2」の「4 問題点・課題の抽出」。

表3 報告書一覧

	自治体	報告書の作成時期	掲載事例数	事例発生等の時期	報告書の表題	検証組織
1	北海道	H 21.6 月	1	H 21.3 月	児童虐待死亡事例検証報告書	北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会
2	青森県	H 21.12 月	2	H20.11 月、12 月	児童虐待等死亡事例検証報告書	青森県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会
3	宮城県	H 21.7 月	1	H20.5 月	児童虐待死亡事例検証報告書	宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会
4	宮城県	H 22.2 月	1	H20.5 月	児童虐待死亡事例検証報告書	宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会
5	山形県	H 22.3 月	1	H 21 年度中	重大事例検証報告書	山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事例検証部会
6	埼玉県	H 20.6 月	1	H20.6 月	三郷市 2 歳男児死亡事案の検証結果（概要）について	埼玉県児童虐待重大事例（死亡事例）検証委員会
7	埼玉県	H 22.9 月	1	H20.2 月	埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書概要版	埼玉県児童虐待重大事例検証委員会
8	東京都	H 21.4 月	6	H19 年度中	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について	東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会
9	東京都	H 22.4 月	4	H20 年度中	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について	東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会
10	東京都	H 22.5 月	1	H22.1 月	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について	東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会
11	静岡県	H21.3 月	1	H20.9 月	児童虐待検証部会報告書の概要	（報告書には「児童虐待検証部会」との記述のみ）
12	三重県	H21.3 月	1	H22.4 月	三重県児童虐待重篤事例検証委員会報告書	三重県児童虐待重篤事例検証委員会
13	大阪府	H21.3 月	2	H20.2 月	岬町・寝屋川市における児童死亡事案検証結果報告書	大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会点検・検証チーム
14	大阪府	H 22.10 月	2	H22.1 月、3 月	寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検証結果報告書	大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会点検・検証チーム
15	兵庫県	H 21.2 月	1	H20.5 月	児童虐待事例検証委員会報告書	兵庫県児童虐待事例検証委員会
16	兵庫県	H 22.9 月	1	H21.11 月	児童虐待死亡事例検証報告書	兵庫県児童虐待防止委員会
17	高知県	H 20.6 月	1	H20.2 月	高知県児童虐待死亡事例検証委員会報告書	高知県児童虐待死亡事例検証委員会
18	福岡県	H 21.12 月	1	H21.1 月	児童虐待事例検証報告書	福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等検証部会
19	佐賀県	H 20.12 月	1	H20.3 月	児童虐待死亡事例検証報告書	佐賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会検証会議
20	宮崎県	H 22.3 月	2	H21.6 月、7 月	児童虐待等死亡事例検証報告書	宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会
21	鹿児島県	H 21.5 月	2	H20.3 月～5 月	児童虐待事例の検証報告書	鹿児島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会
22	札幌市	H 21.3 月	1	H18.8 月	児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書	札幌市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
23	仙台市	H 22.3 月	1	H20.10 月	児童虐待死亡事例検証報告書	仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会
24	さいたま市	H 21.3 月	1	記述なし	さいたま市児童虐待事例検証会議報告書	さいたま市要保護児童対策地域協議会事例検証会議
25	さいたま市	H 22.5 月	1	H21.10 月	児童虐待死亡事例等検証報告書（概要版）	さいたま市要保護児童対策地域協議会事例検証会議
26	川崎市	H 21.12 月	1	H20.11 月	川崎市児童虐待死亡事例検証報告書	川崎市児童福祉審議会第 4 部会
27	横須賀市	H 21.3 月	1	H20.7 月	児童虐待死亡事例検証報告書	横須賀市児童福祉審議会児童虐待検証分科会
28	浜松市	H 21.4 月	1	H20.2 月	乳児殺害事例に関する浜松市の対応のあり方についての検証結果報告の概要	浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会
29	京都市	H 21.1 月	1	H20.10 月	乳児遺体遺棄事件に関する京都市の対応のあり方についての検証結果報告書	京都市乳児遺体遺棄事件検証委員会
30	大阪市	H 21.8 月	1	H21.4 月	大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会
31	大阪市	H 22.3 月	1	H21.5 月	里親による里子への傷害事例検証結果報告書	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会
32	堺市	H 20.12 月	1	記述なし	子ども虐待事例検証報告書	堺市子ども虐待検証会議
33	堺市	H 22.8 月	3	H22.1 月、4 月	堺市子ども虐待事例検証報告書	堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会
34	北九州市	H 20.12 月	1	H20.5 月	北九州市児童虐待事例等検証委員会報告書	北九州市児童虐待事例等検証委員会
35	福岡市	H 22.5 月	1	H20.12 月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会
36	福岡市	H 22.6 月	1	H21.10 月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会
37	福岡市	H 22.9 月	1	H22.1 月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会
38	福岡市	H 22.9 月	1	H22.2 月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会
	合計		53			

表4 報告書に掲載された対応上の問題点

	自治体	報告書の作成時期	対応上の問題点として掲げられた主な項目													
			発生予防	虐待の発見・通告	安全確認	情報収集・アセスメント	介入的アプローチ	保護・支援	関係機関間の連携	要保護児童対策地域協議会	児童相談所(県)と市町村との関係	児童相談所の体制	職員の専門性	人的配置	一時保護・施設入所措置解除時のアセスメント、退所後の支援	その他
1	北海道	H 21.6 月			○	○	○		○	○		○		○		
2	青森県	H 21.12 月	○	○	○	○										
3	宮城県	H 21.7 月	○			○			○	○						
4	宮城県	H 22.2 月	○			○			○	○						
5	山形県	H 22.3 月				○		○	○	○						
6	埼玉県	H 20.6 月				○	○		○							
7	埼玉県	H 22.9 月				○	○							○		
8	東京都	H 21.4 月	○		○	○	○	○	○	○	○					
9	東京都	H 22.4 月	○	○	○	○			○		○					
10	東京都	H 22.5 月		○	○	○			○	○	○	○	○			
11	静岡県	H 21.3 月		○		○			○							
12	三重県	H 21.3 月				○	○		○	○	○	○	○			
13	大阪府	H 21.3 月				○	○	○	○	○	○			○		
14	大阪府	H 22.10 月	○	○	○	○		○	○	○		○		○		
15	兵庫県	H 21.2 月			○	○	○	○	○			○			○	
16	兵庫県	H 22.9 月	○			○			○	○	○					
17	高知県	H 20.6 月			○	○	○	○	○	○	○	○	○			
18	福岡県	H 21.12 月				○		○	○	○		○				
19	佐賀県	H 20.12 月		○		○			○			○				
20	宮崎県	H 22.3 月				○			○	○	○	○				
21	鹿児島県	H 21.5 月														
22	札幌市	H 21.3 月				○			○			○	○			
23	仙台市	H 22.3 月	○	○		○										
24	さいたま市	H 21.3 月	○	○		○										
25	さいたま市	H 22.5 月	○	○	○	○	○		○							
26	川崎市	H 21.12 月			○	○	○	○	○	○	○	○				
27	横須賀市	H 21.3 月	○			○			○							○
28	浜松市	H 21.4 月	○	○					○	○						
29	京都市	H 21.1 月	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
30	大阪市	H 21.8 月		○		○			○	○		○				
31	大阪市	H 22.3 月				○			○							○
32	堺市	H 20.12 月	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
33	堺市	H 22.8 月	○	○		○	○		○			○	○			
34	北九州市	H 20.12 月		○	○	○			○				○			
35	福岡市	H 22.5 月														○
36	福岡市	H 22.6 月														
37	福岡市	H 22.9 月														
38	福岡市	H 22.9 月				○			○							
合計(注)			15	14	13	33	13	12	30	18	7	17	7	7	4	4

(注) 該当する項目が掲載されている報告書数の合計。

表5 報告書に掲載された改善策

	自治体	報告書の作成時期	改善策として提案された主な項目													
			発生予防	虐待の発見・通告	安全確認	情報収集・アセスメント	介入的アプローチ	保護・支援	関係機関間の連携	要保護児童対策地域協議会	と市町村との関係	児童相談所(県)	児童相談所の体制	職員の専門性	人的配置	一時保護・施設入所措置、退所後の支援
1	北海道	H 21.6 月			○	○			○	○			○	○		○
2	青森県	H 21.12 月	○	○	○					○	○					
3	宮城県	H 21.7 月	○	○		○			○	○		○	○			
4	宮城県	H 22.2 月	○			○			○	○			○			
5	山形県	H 22.3 月				○	○	○	○	○		○	○			○
6	埼玉県	H 20.6 月				○			○	○						
7	埼玉県	H 22.9 月	○			○	○		○	○	○	○	○	○		
8	東京都	H 21.4 月	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
9	東京都	H 22.4 月	○	○		○		○	○	○		○	○			
10	東京都	H 22.5 月		○	○	○		○	○	○	○	○	○			
11	静岡県	H21.3 月	○	○		○			○			○	○	○		
12	三重県	H21.3 月				○		○	○	○		○	○	○		
13	大阪府	H21.3 月			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	大阪府	H 22.10 月		○		○			○		○	○	○	○		
15	兵庫県	H 21.2 月	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	
16	兵庫県	H 22.9 月	○	○		○		○	○			○	○	○		
17	高知県	H 20.6 月		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
18	福岡県	H 21.12 月	○			○		○	○	○	○	○	○	○		
19	佐賀県	H 20.12 月		○		○				○			○	○		
20	宮崎県	H 22.3 月	○	○		○		○	○	○		○	○	○		
21	鹿児島県	H 21.5 月	○	○				○	○	○			○			
22	札幌市	H 21.3 月							○	○			○	○		○
23	仙台市	H 22.3 月	○	○		○										
24	さいたま市	H 21.3 月	○	○		○			○	○						
25	さいたま市	H 22.5 月	○	○	○	○	○		○							
26	川崎市	H 21.12 月			○	○		○	○		○	○		○		
27	横須賀市	H 21.3 月	○	○		○			○				○			○
28	浜松市	H 21.4 月							○	○			○			
29	京都市	H 21.1 月	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
30	大阪市	H 21.8 月	○	○	○	○			○	○						
31	大阪市	H 22.3 月	○			○			○				○	○		○
32	堺市	H 20.12 月			○	○		○	○			○	○	○		○
33	堺市	H 22.8 月	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
34	北九州市	H 20.12 月		○	○	○			○				○			
35	福岡市	H 22.5 月	○													○
36	福岡市	H 22.6 月	○	○					○							
37	福岡市	H 22.9 月				○			○			○				
38	福岡市	H 22.9 月				○					○					
合計(注)			22	20	12	31	7	15	33	24	12	20	27	19	3	8

(注) 該当する項目が掲載されている報告書数の合計。

表6 問題点および改善策の項目に含まれる内容例

項目	対応上の問題点	提案された改善策
発生予防	家庭訪問を希望しない家庭を支援する体制がなかった、母子保健活動による家庭へのかかわりがなくなった など	母子保健事業に虐待予防の視点を組み入れる、子育て支援サービスの周知と活用を図る など
虐待の発見・通告	近隣住民から虐待通告が行われなかった、関係機関から虐待通告が行われなかった など	住民への啓発活動を行う、虐待を判断するチェックシートを作成する など
安全確認	子どもの安全確認が不十分、目視による安全確認ができていない など	子どもの安全確認を行う、直接目視による安全確認を行う など
情報収集・アセスメント	家庭の様子について必要な調査を行っていなかった、リスク予測が不十分 など	必要な情報は躊躇せず収集する、虐待の判断に関するチェックリストをつくる など
介入的アプローチ	受容的アプローチから介入的アプローチに切り替えるべき時期を逸した、一時保護を検討する必要があった など	虐待リスクが高い場合には職権保護などの介入的アプローチに踏み切る、一時保護の実施判断基準をあらかじめ定めておく など
保護・支援	家庭状況の変化に伴う援助方針の見直しができなかった、きょうだい事例の特徴をふまえた対応が不十分 など	家庭の状況が変化したときは家族状況のアセスメントや子どもの安全確認を実施する、家族支援を強化する など
関係機関間の連携	重要な情報が関係機関で共有されていない、関係機関に対応をまかせフォローアップをしなかった など	関係機関が情報交換・情報共有し合同でアセスメントを行う、関係機関の役割を明確化する など
要保護児童対策地域協議会	協議会の実務者レベルの情報交換がされていなかった、要支援事例について十分検討する時間がとれない など	定期的の実務者会議を開催する、支援家庭の情報を協議会に積極的に提供する など
児童相談所（県）と市町村との関係	児童相談所が市町村に対し適切な支援を行っていなかった、児童相談所と市町村との役割分担が明確でなかった など	児童相談所が市町村職員からの相談に助言を行う、児童相談所は市町村と連携し責任の所在が曖昧になることを防ぐ など
児童相談の体制	組織的な対応や協議が十分行われていなかった、職場内で必要なスーパーバイズや進行管理が十分できなかった など	職場内で情報管理・進行管理を行う仕組みを構築する、専門家から助言を得る体制を整備する など
職員の専門性	職員に知識と経験が不足していた、研修が不足していた など	過去の対応事例を盛り込んだ研修を実施する、指導力ある職員を育成する など
人的配置	人員が不足している、増加する虐待ケースの対応できめ細かい援助が困難になっている など	必要な職種や職員を配置する、専門職員の増員と強化を行う など
一時保護・施設入所措置解除時のアセスメント、退所後の支援	両親の問題対処能力などの分析が十分に行われていなかった、家庭復帰の適否を十分検討しないまま復帰を進めた など	家庭に戻すにあたってのアセスメントの基準や内容を検討する、保護者指導のプログラムを検討する など

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 —民主党政権は提言を活かしようか— 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設受忍は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱フィンコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長/「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー/横浜市立大学教授・エクステンションセンター長 南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国国防見直し：QDR 2010」を読む 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー/前・志木市長 穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー/東洋大学准教授 島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー/中部大学教授 細川昌彦

Date/No.	分野	タイトル・著者
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 主任研究員 前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第89条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー 主任研究員 金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか 主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－ 主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！ 主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案 主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果 客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント 主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 －PHP「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－ 研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～ 主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導くPHP総合研究所の政策提言 主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる 代表取締役社長 江口克彦

『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21 世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替わろうとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもあります。国内に目を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智恵が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol. 4-No. 37)

2010 年 12 月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研

株式会社 PHP 研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町 21 番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで「地域主権型道州制」、「日本の対露総合戦略」、「日本の危機管理能力」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

PHPとは、“Peace and Happiness through Prosperity”という英語の頭文字をとったもので、“繁栄によって平和と幸福を”という意味のことばです。これは、物心ともに豊かな真の繁栄を実現していくことによって、人々の上に真の平和と幸福をもたらそうという創設者松下幸之助の願いを表したものです。

メールマガジン登録のご案内

PHP総研の最新情報をお届けします。

- ・政策研究、提言
- ・論文
- ・イベント情報

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。